

## 吸収合併に関する事前備置書類

(吸収合併存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく事前備置書類)

(吸収合併消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく事前備置書類)

2026 年 3 月 13 日

東京都千代田大手町一丁目 9 番 2 号

株式会社野村総合研究所

代表取締役社長 柳澤 花芽

東京都江東区木場一丁目 5 番 25 号

NRI 社会情報システム株式会社

代表取締役社長 大多和 俊明

株式会社野村総合研究所（以下「吸収合併存続会社」といいます。）及び NRI 社会情報システム株式会社（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、2026 年 3 月 12 日付で吸収合併契約を締結し、同契約に基づき吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

本合併について、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づき開示すべき事項、並びに、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づき開示すべき事項は、以下のとおりです。

### 1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 のとおりです

### 2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号及び同条第 3 項、会社法施行規則第 191 条第 1 号）

本合併において合併対価の交付は行いません。吸収合併消滅会社は、吸収合併存続会社の完全子会社であり、吸収合併存続会社はその発行済株式の全てを保有しているため、かかる取扱いは相当であると考えております。

### 3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 2 号及び同条第 4 項）

該当事項はありません。

### 4. 新株予約権の対価の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 3 号及び同条第 5 項、会社法施行規則第 191 条第 2 号）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号及び同条第 6 項、会社法施行規則第 191 条第 3 号及び第 5 号）

<吸収合併存続会社>

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙 2 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

<吸収合併消滅会社>

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙 3 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

6. 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号、会社法施行規則第 191 条第 6 号）

本合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併効力発生日以後も、吸収合併存続会社の収益及びキャッシュフローの状況につき、吸収合併存続会社による債務の履行に支障を及ぼすような事象は、現在のところ想定されておりません。従いまして、本合併効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはありと判断しております。

以上

## 吸収合併契約書

株式会社野村総合研究所（以下「甲」という。）及びNRI社会情報システム株式会社（以下「乙」という。）は、2026年3月12日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり吸収合併契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（吸収合併の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

### 第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- 甲：吸収合併存続会社  
（商号）株式会社野村総合研究所  
（住所）東京都千代田区大手町一丁目9番2号
- 乙：吸収合併消滅会社  
（商号）NRI社会情報システム株式会社  
（住所）東京都江東区木場一丁目5番25号

### 第3条（本合併に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

乙の発行済株式の全てを甲が保有しているため、甲は、本合併に際して、乙の株主に対し、その保有する乙の株式に代わる金銭等の交付を行わない。

### 第4条（甲の資本金及び準備金に関する事項）

本合併により、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

### 第5条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年5月1日とする。但し、本合併の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

### 第6条（株主総会決議）

- 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約に関する同法第795条第1項に定める株主総会の決議（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）による承認を得ることなく本合併を行う。但

し、同法第 796 条第 3 項の規定により、本合併に関して甲の株主総会による本契約の承認を得ることが必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、本契約の承認に関する甲の株主総会の決議を求める。

2. 乙は、会社法第 784 条第 1 項本文の規定により、本契約に関する同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本合併を行う。

#### **第 7 条（本合併の条件の変更及び本契約の解除）**

本契約締結日から効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本合併の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### **第 8 条（本合併の効力）**

本契約は、効力発生日の前日までに、第 6 条第 1 項但書に定める甲の株主総会の決議による承認を得られなかったとき、又は前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

#### **第 9 条（準拠法及び管轄裁判所）**

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### **第 10 条（協議事項）**

本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

(以下余白)

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、甲がその原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2026年3月12日

甲： 東京都千代田区大手町一丁目9番2号  
株式会社野村総合研究所  
代表取締役 社長 柳澤 花芽 ⑩

乙： 東京都江東区木場一丁目5番25号  
NRI 社会情報システム株式会社  
代表取締役社長 大多和 俊明 ⑩

2024年度(第60期)

計 算 書 類

(会社法第435条第2項に規定する書類)

2024年4月 1日から

2025年3月31日まで

株式会社 野村総合研究所

代表取締役 社長 柳澤花芽

# 独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

株式会社野村総合研究所

取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮田 八郎

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小山 浩平

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長尾 充洋

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社野村総合研究所の2024年4月1日から2025年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 貸借対照表

(単位：百万円、単位未満切捨て)

科 目	(ご参考)前年度 (2024年3月31日)	当年度 (2025年3月31日)	科 目	(ご参考)前年度 (2024年3月31日)	当年度 (2025年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	270,191	279,188	流動負債	174,023	188,061
現金及び預金	120,940	113,567	買掛金	24,627	26,871
売掛金	88,441	100,444	短期借入金	3,000	3,000
開発等未収収益	48,800	51,511	1年内返済予定の長期借入金	6,928	32,443
有価証券	0	0	未払金	2,870	1,721
商品	627	498	未払費用	21,257	22,266
仕掛品	210	75	未払法人税等	19,356	20,669
前払費用	8,988	8,608	未払消費税等	8,070	6,227
関係会社貸付金	—	2,329	前受金	14,773	16,348
その他	2,318	2,304	関係会社預り金	46,737	31,685
貸倒引当金	△134	△149	賞与引当金	22,626	22,093
固定資産	513,312	528,456	受注損失引当金	25	190
有形固定資産	46,212	43,006	資産除去債務	351	376
建築物	32,500	30,792	その他	3,398	4,168
構築物	361	327	固定負債	261,912	219,598
機械及び装置	2,431	1,304	社債	194,712	196,798
工具、器具及び備品	5,536	5,199	長期借入金	56,807	12,281
土地	5,382	5,382	繰延税金負債	2,705	2,645
無形固定資産	105,372	114,925	退職給付引当金	3,006	2,820
ソフトウェア	83,970	89,916	資産除去債務	3,490	3,461
ソフトウェア仮勘定	21,016	24,641	その他	1,191	1,591
その他	385	367	負債合計	435,935	407,659
投資その他の資産	361,726	370,523	(純資産の部)		
投資有価証券	51,117	47,165	株主資本	339,944	392,177
関係会社株式	196,557	217,667	資本金	24,701	25,655
関係会社長期貸付金	13,559	3,229	資本剰余金	20,898	21,852
差入保証金	9,902	9,854	資本準備金	20,898	21,852
前払年金費用	78,469	78,417	利益剰余金	311,809	384,765
その他	12,120	14,188	利益準備金	570	570
貸倒引当金	△0	△0	その他利益剰余金	311,238	384,194
			固定資産圧縮積立金	833	822
			繰越利益剰余金	310,404	383,371
			自己株式	△17,464	△40,096
			評価・換算差額等	7,583	7,808
			その他有価証券評価差額金	22,128	21,789
			繰延ヘッジ損益	△14,544	△13,981
			新株予約権	39	—
			純資産合計	347,567	399,985
資産合計	783,503	807,645	負債純資産合計	783,503	807,645

## 損益計算書

(単位：百万円、単位未満切捨て)

科 目	(ご参考) 前年度 〔 2023年4月 1日から 2024年3月31日まで 〕	当年度 〔 2024年4月 1日から 2025年3月31日まで 〕
売上高	531,695	560,141
売上原価	342,387	357,035
売上総利益	189,307	203,105
販売費及び一般管理費	86,981	88,604
営業利益	102,325	114,501
営業外収益	8,980	29,295
受取利息	948	653
受取配当金	7,910	27,838
投資事業組合運用益	49	387
為替差益	-	175
その他	72	239
営業外費用	5,408	5,535
支払利息	4,659	4,701
投資事業組合運用損	61	36
社債発行費用	214	82
自己株式取得費用	434	306
為替差損	8	-
その他	30	407
経常利益	105,898	138,261
特別利益	2	2,629
投資有価証券売却益	-	2,624
新株予約権戻入益	2	4
特別損失	586	1,768
投資有価証券評価損	6	1,768
関係会社株式評価損	115	-
関係会社株式売却損	464	-
税引前当期純利益	105,314	139,121
法人税、住民税及び事業税	29,675	32,630
法人税等調整額	△360	△291
当期純利益	75,999	106,783

## 株主資本等変動計算書

(ご参考)前年度 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円、単位未満切捨て)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合 計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金				
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	23,644	19,842	—	19,842	570	833	313,972	315,377	△6,277	352,587
当 期 変 動 額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
新 株 の 発 行	1,056	1,055	—	1,055	—	—	—	—	—	2,112
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	—	△27,658	△27,658	—	△27,658
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	—	75,999	75,999	—	75,999
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—	—	—	△67,918	△67,918
自 己 株 式 の 処 分	—	—	△995	△995	—	—	—	—	5,817	4,821
自 己 株 式 の 消 却	—	—	△50,913	△50,913	—	—	—	—	50,913	—
利益剰余金から資本剰余金への振替	—	—	51,909	51,909	—	—	△51,909	△51,909	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	1,056	1,055	—	1,055	—	—	△3,568	△3,568	△11,187	△12,643
当 期 末 残 高	24,701	20,898	—	20,898	570	833	310,404	311,809	△17,464	339,944

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合 計		
当 期 首 残 高	15,546	△5,187	10,358	154	363,100
当 期 変 動 額	—	—	—	—	—
新 株 の 発 行	—	—	—	—	2,112
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△27,658
当 期 純 利 益	—	—	—	—	75,999
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	△67,918
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	—	4,821
自 己 株 式 の 消 却	—	—	—	—	—
利益剰余金から資本剰余金への振替	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6,581	△9,356	△2,775	△115	△2,890
当 期 変 動 額 合 計	6,581	△9,356	△2,775	△115	△15,533
当 期 末 残 高	22,128	△14,544	7,583	39	347,567

当年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円、単位未満切捨て)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金 準備金	利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金 合計		固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	24,701	20,898	—	20,898	570	833	310,404	311,809	△17,464	339,944
当 期 変 動 額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	△10	10	—	—	—
新 株 の 発 行	954	954	—	954	—	—	—	—	—	1,908
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	—	△33,499	△33,499	—	△33,499
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	—	106,783	106,783	—	106,783
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—	—	—	△29,999	△29,999
自 己 株 式 の 処 分	—	—	△327	△327	—	—	—	—	7,368	7,040
自 己 株 式 の 消 却	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
利益剰余金から資本剰余金への 振 替	—	—	327	327	—	—	△327	△327	—	—
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	954	954	—	954	—	△10	72,966	72,955	△22,631	52,232
当 期 末 残 高	25,655	21,852	—	21,852	570	822	383,371	384,765	△40,096	392,177

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計		
当 期 首 残 高	22,128	△14,544	7,583	39	347,567
当 期 変 動 額	—	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—
新 株 の 発 行	—	—	—	—	1,908
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△33,499
当 期 純 利 益	—	—	—	—	106,783
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	△29,999
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	—	7,040
自 己 株 式 の 消 却	—	—	—	—	—
利益剰余金から資本剰余金への 振 替	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	△339	563	224	△39	184
当 期 変 動 額 合 計	△339	563	224	△39	52,417
当 期 末 残 高	21,789	△13,981	7,808	—	399,985

## 個別注記表

### [重要な会計方針に係る事項に関する注記]

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### (2) デリバティブ

時価法

##### (3) 棚卸資産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産(リース資産を除く。)

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。))及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物	3～50年
機械及び装置	5年
工具、器具及び備品	2～20年

##### (2) 無形固定資産(リース資産を除く。)

顧客へのサービス提供目的の自社利用ソフトウェアについては、利用可能期間(原則5年)に基づく定額法を採用しています。

その他の無形固定資産については、定額法を採用しています。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る有形リース資産については、リース期間を耐用年数とする定率法を採用しています。また、無形リース資産については、リース期間を耐用年数とする定額法を採用しています。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権など特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に充てるため、支給見込額を計上しています。

##### (3) 受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、当年度末において損失が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについては、翌年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しています。

##### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額の期間帰属方法は、給付算定式基準を採用しています。

数理計算上の差異は、各年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌年度から費用処理しています。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により費用処理しています。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

##### (1) コンサルティングサービス

コンサルティングサービスの主な内容は経営・事業戦略及び組織改革等の立案・実行を支援する経営コンサルティングのほか、ITマネジメント全般にわたるシステムコンサルティングです。

上記に係る収益は、プロジェクトの取引価格及びプロジェクトの進捗度に基づき測定し、進捗度は、原則としてプロジェクトごとの見積総原価に対する各報告期間の末日までの実際発生原価の割合に基づき算定しています。

(2) 開発・製品販売

開発・製品販売のうち、開発の主な内容は、システム開発(設計・開発・テスト工程を含む一連の工程)及びシステム保守(機能追加・機能改善・システム維持管理等)です。また、製品販売の主な内容は、当社が独自に開発したパッケージソフトの販売です。

開発に係る収益は、プロジェクトの取引価格及びプロジェクトの進捗度に基づき測定し、進捗度は、原則としてプロジェクトごとの見積総原価に対する各報告期間の末日までの実際発生原価の割合に基づき算定しています。製品販売に係る収益は、支配が顧客に移転したときに認識しており、原則として顧客の納品確認に基づき一時点で認識しています。

(3) 運用サービス

運用サービスの主な内容は、アウトソーシングサービス(顧客からの委託によるシステムの運用処理、ハウジングサービス、サーバ・PC・ネットワーク等インフラの管理等)、共同利用型サービス及び情報提供サービスです。

上記に係る収益は、サービスの提供が完了し、請求可能となった時点で認識しています。

(4) 商品販売

商品販売の主な内容は、ハードウェア(サーバ、ストレージ等)の販売及びソフトウェアの販売です。

上記に係る収益は、支配が顧客に移転したときに認識しており、原則として顧客の納品確認に基づき一時点で認識しています。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

(2) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(3) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。

**[収益認識に関する注記]**

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

**[会計上の見積りに関する注記]**

会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

ソフトウェア	89,916百万円
ソフトウェア仮勘定	24,641百万円
開発等未収収益	51,511百万円

1. ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の評価における回収可能価額については、資産又は資産グループを識別した上で、当該資産又は資産グループにおける正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額を回収可能価額として算定しています。正味売却価額算定上の仮定、あるいは使用価値算定の基礎となる資産又は資産グループの使用期間中及び使用後の処分により見込まれる将来キャッシュ・フロー及び割引率等の仮定は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、減損損失額に重要な修正を生じさせるリスクを有しています。

2. 収益を一定期間にわたり認識する場合のうち、契約期間の定めがあり、その期間にわたりほぼ同一の役務が継続して提供される取引以外は、次の2つの要素について信頼性をもって見積もります。

- ・履行義務に配分される取引価格
- ・報告期間の末日現在の進捗度

これらの2つの要素について信頼性をもって見積もることができる場合に、これに応じて報告期間の収益及び原価を認識しています。報告期間の末日現在の進捗度は、原則としてプロジェクトごとの見積総原価に対する、各報告期間の末日までの実際発生原価の割合に基づき算定しています。また、契約の見積総原価は顧客要請の変更等により、作業工数が当初の見積りから増減する場合があります。適時、適切に見積総原価の見直しを行います。

**【貸借対照表に関する注記】**

1. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 70,658百万円
2. 保証債務  
子会社の金融機関からの借入金及び家賃について保証しており、保証極度額は次のとおりです。

Australian Investment Exchange Limited	19,267百万円
Core BTS, Inc.	7,476百万円
NRI Australia Limited	4,050百万円
Nomura Research Institute Holdings America, Inc.	2,124百万円
NRI Australia Holdings Pty Ltd	2,116百万円
<u>Nomura Research Institute Consulting and Solutions India Private Limited</u>	<u>262百万円</u>
計	35,298百万円
3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務(区分表示したものを除く。)

短期金銭債権	17,894百万円
長期金銭債権	11百万円
短期金銭債務	12,619百万円
長期金銭債務	1,170百万円

**【損益計算書に関する注記】**

関係会社との取引高			
営業取引による取引高		売上高	83,949百万円
		仕入高	73,822百万円
営業取引以外の取引による取引高		収益	27,232百万円
		費用	69百万円

**【株主資本等変動計算書に関する注記】**

当年度末における自己株式の数 9,133千株

(注) 上記は、NRIグループ社員持株会専用信託が保有する当社株式1,866千株を含んでいます。

**【税効果会計に関する注記】**

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰延ヘッジ損益、減価償却費等、退職給付引当金、賞与引当金繰入額に係る税効果であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金、前払年金費用です。

**【関連当事者との取引に関する注記】**

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係(注)1	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
その他の関係会社	野村ホールディングス(株)	東京都中央区	594,492 百万円	持株会社	(被所有) 直接20.2 間接2.8	システム開発・製品販売及び運用サービス等の提供 役員の兼任等無	システム開発・製品販売及び運用サービス等の提供(注)2	48,857	売掛金及び開発等未収収益	10,209

(注) 1. 役員の兼任等は、当社取締役又は監査役への当該会社役職員の兼任、出向、転籍を含めた人数を記載していません。

2. 取引の条件は、システム開発・製品販売及び運用サービス等に係る費用を勘案の上交渉し、一般的取引条件と同様に決定しています。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係(注)1	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	NR Iセキュアテクノロジーズ(株)	東京都千代田区	450 百万円	情報セキュリティに関するアウトソーシングサービス及びコンサルティングサービス	(所有) 直接100.0	役員の兼任等1名	資金の預り(利息の支払)(注)2	△1,960 (8)	関係会社預り金	8,684
子会社	Nomura Research Institute Holdings America, Inc.	アメリカ合衆国ニューヨーク	80,000,000 米ドル	北米事業会社の統括	(所有) 直接100.0	役員の兼任等無	出資金の払込(注)3 資金の貸付(利息の受取)(注)4	14,362 △10,329 (511)	関係会社長期貸付金	3,229
子会社	Australian Investment Exchange Limited	オーストラリア連邦シドニー	117,690,597.84 豪ドル	証券事業に関するBPOサービス	(所有) 間接100.0	役員の兼任等無	債務保証(保証料の受取)(注)5	19,267 (0)		—

(注) 1. 役員の兼任等は、当社取締役及び監査役の当該会社取締役又は監査役の兼任人数を記載しています。

2. 当社グループにおける資金の集中管理を目的としたものであり、取引金額は前年度末時点との差し引き金額を記載しています。また、当該取引により発生する利息は、市場金利を参考に決定しています。

3. 出資金の払込は、子会社が行った増資を引き受けたものです。

4. 資金の貸付は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。取引金額は前年度末時点との差し引き金額を記載しています。

5. 債務保証は、当座貸越契約に対する保証です。なお、取引金額は、保証債務の極度額を記載しています。また、保証料率は一般の市場実勢を勘案し合理的に決定しています。

3. 役員及び個人主要株主等

種類	氏名	所在地	資本金 (百万円)	職業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	此本 臣吾	-	-	会長	(被所有) 直接 0.0	-	金銭報酬債権の 払込み(注)2	82	-	-
役員	赤塚 庸	-	-	副会長	(被所有) 直接 0.0	-	金銭報酬債権の 払込み(注)2	43	-	-
役員	柳澤 花芽	-	-	社長	(被所有) 直接 0.0	-	金銭報酬債権の 払込み(注)2	117	-	-
役員	江波戸 謙	-	-	取締役	(被所有) 直接 0.0	-	新株予約権の 権利行使(注)1 及び 金銭報酬債権の 払込み(注)2	115	-	-
役員	安齋 豪裕	-	-	取締役	(被所有) 直接 0.0	-	金銭報酬債権の 払込み(注)2	68	-	-
役員	嵯峨野 文彦	-	-	取締役	(被所有) 直接 0.0	-	金銭報酬債権の 払込み(注)2	63	-	-
役員	野口 智彦	-	-	執行役員	(被所有) 直接 0.0	-	金銭報酬債権の 払込み(注)2	49	-	-
役員	須永 義彦	-	-	執行役員	(被所有) 直接 0.0	-	金銭報酬債権の 払込み(注)2	49	-	-
役員	松本 晃	-	-	執行役員	(被所有) 直接 0.0	-	金銭報酬債権の 払込み(注)2	49	-	-
役員	渡辺 徹郎	-	-	執行役員	(被所有) 直接 0.0	-	新株予約権の 権利行使(注)1 及び 金銭報酬債権の 払込み(注)2	68	-	-
役員	大元 成和	-	-	執行役員	(被所有) 直接 0.0	-	金銭報酬債権の 払込み(注)2	49	-	-
役員	森沢 伊智郎	-	-	執行役員	(被所有) 直接 0.0	-	金銭報酬債権の 払込み(注)2	41	-	-
役員	中山 浩之	-	-	執行役員	(被所有) 直接 0.0	-	金銭報酬債権の 払込み(注)2	41	-	-
役員	山崎 政明	-	-	執行役員	(被所有) 直接 0.0	-	金銭報酬債権の 払込み(注)2	41	-	-
役員	川浪 宏之	-	-	執行役員	(被所有) 直接 0.0	-	金銭報酬債権の 払込み(注)2	38	-	-

役員	斉藤 英紀	-	-	執行役員	(被所有) 直接 0.0	-	金銭報酬債権の 払込み(注)2	35	-	-
役員	山口 隆夫	-	-	執行役員	(被所有) 直接 0.0	-	金銭報酬債権の 払込み(注)2	29	-	-

(注)1. 上記の取引金額は、当年度におけるストック・オプションとしての新株予約権の権利行使による付与株数に行使価額を乗じた金額を記載しています。

2. 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものです。

#### [1株当たり情報に関する注記]

- 1株当たり純資産額 699円14銭
- 1株当たり当期純利益金額 186円28銭

(注) N R I グループ社員持株会専用信託が保有する当社株式を、発行済株式総数から控除する自己株式に含めて計算しています。当該信託が保有する当社株式の期中平均株式数は2,684千株、期末株式数は1,866千株です。

#### [重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

#### [その他の注記]

##### 追加情報

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引について

当社は、従業員(連結子会社の従業員を含む。以下この項において同じ。)に対する中長期的な当社企業価値向上へのインセンティブ付与及び福利厚生の拡充等により当社の持続的成長を促すことを目的として、信託型従業員持株インセンティブ・プランを導入しています。

同プランは、N R I グループ社員持株会に加入する全ての従業員を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランであり、同プランを実施するため当社は2023年5月にN R I グループ社員持株会専用信託(以下この項において「持株会信託」という。)を設定しました。持株会信託は、信託の設定後2年10か月にわたりN R I グループ社員持株会が取得すると見込まれる規模の当社株式を、あらかじめ一括して取得し、N R I グループ社員持株会の株式取得に際して当該株式を売却していきます。信託終了時点で本信託内に当社株式が残存した場合には、従業員に当該当社株式が分配されます。なお、当社は持株会信託が当社株式を取得するために行った借入れについて保証しており、信託終了時に借入債務が残っている場合には保証契約に基づき当社が弁済することになります。

当年度末に貸借対照表に計上した持株会信託の保有する当社株式は7,179百万円(1,866千株)、持株会信託における借入金は5,468百万円です。

(注) 記載数値は、表示単位未満の端数を切り捨てています。ただし、比率及び1株当たりの数値は、表示桁未満の端数を四捨五入しています。

2024年度（第18期）

計 算 書 類

（会社法第435条第2項に規定する書類）

2024年4月1日から

2025年3月31日まで

NR I 社会情報システム株式会社

取締役社長 大多和 俊明



# 損 益 計 算 書

自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日

第18期 NRI 社会情報システム株式会社

(単位：千円)

科 目	金 額	
<b>【売上高】</b>		
保守料売上	248,944	
ネットワーク売上	381,462	
サプライ販売売上	103,590	
販売関連売上	659,127	
受託運用料	2,006,479	
その他売上	150	3,399,754
<b>【売上原価】</b>		
外注費	571,380	
派遣委託費	127,150	
運用直接費	188,911	
運用諸経費	277,655	
商品仕入	474,333	
人件費	285,167	
人件費・退職給付	21,227	
不動産費	40,748	
減価償却費	52,092	
恒常除却損	1,097	
通信運送費	158,697	
旅費交通費	24,538	
器具備品費	26,421	
少額資産費	2,437	
消耗品費	1	
広告宣伝費	7,212	
情報資料費	258	
雑費	1,441	2,260,773
売上総利益		1,138,981
<b>【販売費及び一般管理費】</b>		320,029
営業利益		818,951
<b>【営業外収益】</b>		
受取利息	1,233	
その他雑収入	23	1,257
経常利益		820,209
税引前当期純利益		820,209
法人税・住民税・事業税		275,597
法人税等調整額		11,928
当期純利益		532,683

# 株主資本等変動計算書

自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日

第 18 期 NRI 社会情報システム株式会社

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金合計			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	100,000	456,115	556,115	1,051,022	1,051,022	1,707,137	1,707,137
当期変動額								
剰余金の配当					△750,200	△750,200	△750,200	△750,200
当期純利益					532,683	532,683	532,683	532,683
当期変動額合計	0	0	0	0	△217,516	△217,516	△217,516	△217,516
当期末残高	100,000	100,000	456,115	556,115	833,506	833,506	1,489,621	1,489,621

# 個別注記表

自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日

第 18 期 NRI 社会情報システム株式会社

## 1. 重要な会計方針

### (1) たな卸資産の評価基準および評価方法

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法（1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く。）及び2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法）を採用しています。

#### ②無形固定資産（リース資産を除く）

販売目的ソフトウェアについては、見込販売期間に基づく定額法により償却しております。なお、見込販売期間は原則として3年であります。また、顧客サービス提供目的の自社利用ソフトウェアについては、利用可能期間に基づく定額法により償却しております。なお、利用可能期間は最長5年であります。その他の無形固定資産については、定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ②賞与引当金

従業員の賞与の支払いに充てるため、支給見込額を計上しております。

#### ③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

### (5) 消費税および地方消費税の会計処理

税抜き方式によっております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 事業年度の末日における発行済株式の種類および総数

普通株式 12,100 株

(2) 剰余金の配当に関する事項

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月19日 定時株主総会	普通株式	750 百万円	利益 剰余金	62,000円	2024年 3月31日	2024年 6月20日

2. 基準日が当年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月18日 定時株主総会	普通株式	580 百万円	利益 剰余金	48,000円	2025年 3月31日	2025年 6月19日

3. その他の注記

記載金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告書

監査役は、2024年4月1日から2025年3月31日までの2024年事業年度（第18期）の取締役の職務の執行を監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 親会社等との間の取引に係る事項等について指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和7年5月7日

NRI 社会情報システム株式会社

監査役

小松尚人

